

1 審議会の結論

令和2年6月10日付けの「平成〇年〇月〇日に宮崎県教育委員会教職員課が〇〇〇〇に対して行った事情聴取の報告書又は復命書その他関係する文書に関する保有個人情報」についての保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、令和2年6月24日付けで宮崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）については、不開示とした部分のうち、聴取者の職及び氏名については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

「本件決定を一部取り消す。」との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 聴取者等の氏名は把握しているため、特定の個人が認識できる情報は非開示で良い。

イ 今回開示された情報を当方が録音した音声記録等と比較したところ、録音した会話や会話から導かれる内容や聴取者の判断等ではない、明らかに趣旨が違うと評価せざるを得ない情報が確認でき、これは刑法が定めた「虚偽公文書作成罪」に抵触する可能性があるとの結論に至った。

ウ 教職員課は公文書を作成した当事者として、なぜ音声記録等と趣旨が違う情報を開示したのか客観的証拠により説明する責任がある。

エ 過去、真実を開示することで地方公共団体の不利益になった例はなく、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす」という名目であらゆる真実の大半が開示されないことは個人情報保護法の趣旨に反している。

オ 今回は、「虚偽公文書作成罪」の保護法益である公文書の高度な信頼性の強い保護を最優先し、個人情報保護法の趣旨に沿った形で特定の個人が認識できる情報以外の情報を最大限開示すべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明している本件決定の理由の要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 部分開示とした保有個人情報

平成〇年〇月〇日に宮崎県教育委員会教職員課が〇〇〇〇氏に対して行った事情聴取の報告書又は復命書その他関係する文書に関する保有個人情報。

(2) 部分開示とした理由

ア 本件請求に関しては、宮崎県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条第2号（請求者以外の特定の個人が識別できる情報）及び第7号オ（人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められる情報）に該当する不開示情報が含まれることから、部分開示とした。

イ 本件に係る事情聴取については、職員の行った事案に対し、その事実を聴取・確認し、懲戒処分等の必要性について判断を行うためのものであり、これを開示することにより、将来の同種の事案発生時において事情聴取を行う際、被聴取者が聴取内容を事前に想定することが可能となることから、公正かつ適切な事情聴取の実施が困難となり、懲戒事案に係る職務遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるものである。

4 実施機関の弁明書に対する審査請求人の反論要旨

審査請求人が反論書で述べている要旨は、おおむね次のとおりである。

ア 「条例第17条第7号オに該当する不開示情報が含まれることから部分開示を行った」ことは同条例の不適正な運用であり、反論する。

5 審議の経過

当審議会は、本件審査請求について、以下のように審議を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和 2年10月27日	諮問を受けた。
令和 2年11月 4日	諮問の審議を行った。
令和 2年12月22日	諮問の審議を行った。

6 審議会の判断理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成〇年〇月〇日に審査請求人に対して行っ

た事情聴取に係る記録であり、審査請求人から聴取した内容や聴取者の協議内容等の情報が含まれている。

(2) 審議会における審査方法について

当審議会は、条例第48条第1項に基づき、インカメラ審理（実施機関の行った本件決定について迅速かつ適切に判断するために、審議会の委員が本件決定に係る公文書を実際に見分して審査を行うこと）を行い、本件決定の妥当性について審議した。

(3) 条例の規定について

ア 条例第17条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）

(ア) 条例第17条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもので、ただし書に掲げる情報を除くもの。」を不開示情報として規定している。

(イ) 同号ただし書ウは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）」を不開示情報から除外することと規定している。

イ 条例第17条第7号（行政の事務事業に関する情報）

(ア) 条例第17条第7号は、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるものに該当するもの」を不開示情報として規定している。

(イ) 「次に掲げるもの」として、「オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められるもの」を規定している。

(4) 本件決定の妥当性について

本件対象保有個人情報に係る本件決定の妥当性について検討する。

ア 条例第17条第2号の妥当性について

実施機関が条例第17条第2号に基づいて不開示とした箇所は、聴取者の職及び氏名、事情聴取に係る事案の関係職員の職及び氏名等の

審査請求人以外の個人に関する情報である。

このうち、聴取者の職及び氏名については、聴取者は公務員であり、同号ウにおいて、公務員の職及び氏名は不開示情報から除外すると規定されているが、実施機関は、聴取者の職及び氏名を開示することにより、当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがあるとして不開示と判断したものである。しかし、この「不当に害するおそれがある」とは、抽象的なおそれでは足りず、具体的なおそれがあることが必要であり、本件の場合、審査請求人は聴取者の職及び氏名を既に把握しており、その情報を開示することで、当該聴取者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。なお、審査請求人は聴取者の氏名は不開示で構わない旨主張しているが、当審議会としては、審査請求人が本件請求を取り下げたものではないため、条例に基づき審議した結果、開示が妥当と判断する。

イ 条例第17条第7号オの妥当性について

条例第17条第7号オの規定する「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められるもの」とは、その情報を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められることが、当該情報を取り巻く客観情勢から具体的に挙証できることを意味する。

不開示部分は、実施機関における検討内容及び他の実施機関との協議内容であり、事情聴取に係る意見評価や人事管理における検討事項が含まれており、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められるものと判断されることから、不開示が妥当である。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、開示を受けた保有個人情報の内容について、審査請求人が録音した音声記録と異なっている等主張するが、審査請求人のその他の主張については、当審議会では判断し得るところではない。

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。